

**都市計画道路3・4・12号北国分線 都市計画変更説明会
議事録 (要点筆記)**

期 日：平成26年11月22日(土)
時 間：午前11時～正午
会 場：市川歴史博物館 2階講堂
主 催：市川市道路交通部都市計画道路課

1 挨拶(課長)

省略

2 都市計画変更及び事業実施内容の説明

【都市計画道路の概要】

- ・本路線は、県道松戸原木線と外環道路を結ぶ市内の主要な幹線道路であり、幅員20m、延長約930mで都市計画決定されている。
- ・現在の整備状況は、県道松戸原木線接続部から都市計画道路3・4・37号堀之内線接続部までの延長約650m区間が堀之内土地区画整理事業の際に幅員20mで整備されており、同地点から外環道路接続部までの延長約280m区間が未整備となっている。
- ・今回の整備区間は、都市計画道路3・4・37号堀之内線接続部との交差点改良も含むため、整備延長としては約400mとなる。
- ・この区間の整備により、市北西部における幹線道路として、北国分駅等へのアクセス向上や県道松戸原木線等の既存道路の混雑緩和が期待できる。

【事業化に至る経緯】

- ・本市は、平成5年、外環道路の計画受入れの際、事業主体である国に対し、外環道路に接続する都市計画道路の整備について配慮するよう等の要望をした。
- ・同時に、道路ネットワーク構築の観点から、外環道路に関連する都市計画道路「4路線」を優先整備路線として選定した。
※「4路線」＝3・6・32号(市川鬼高線)、3・4・12号(北国分線)、3・4・14号(大洲平田線)、3・4・23号(田尻二俣線)
- ・平成25年、「次期整備路線の選定について」庁内協議を行い、道路ネットワークの構築、整備効果の早期発現等の観点から比較検討し、3・4・12号(北国分線)の未整備区間約280メートルと3・6・32号の外環道路東側(行徳街道との交差点先までの区間)を最優先で整備することとし、平成25年度の施政方針において表明した。
- ・平成25年8月には、「事業化に向けた説明会」を開催し、平成27年度の事業化を目指した市の基本的な考え方を示した。
- ・その後、現行の道路構造令等に適合した道路構成を決定するため、道路予備設計を実施した。

【計画道路の構成】

- ・「事業化に向けた説明会」では、1案として、車道2車線と片側に自転車道及び歩道、両側に副道設置という案を示した。
- ・この道路構成の理由は、事業区間の起点と終点で高低差が約12mあり、自転車と歩行者と一緒に通行することによる接触事故等の危険を排除し、通行の安全を確保するため自転車道と歩道とに分けたものである。
- ・その後、現地の利用状況、道路構造令及び平成24年に国土交通省、警察庁から公表された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、道路予備設計に反映させた。
 - ※「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」とは、昨今の自転車保有台数の増加に伴い、自転車と歩行者との事故件数も増加している現状から、自転車は「車両」であるということの徹底を基本的な考え方とし、自転車と歩行者双方の安全を確保することを目的とした対策である。
- ・事業区間の代表的な道路構成としては、
 - ① 車道は2車線で幅員は各3mと路肩0.5m。合計7m。
 - ② 両側に自転車道2m、歩道2.5mを設置。合計9m。
 - ※外環道路との道路ネットワーク構築の観点から両側に設置。また、自転車道については、外環道路側でも自転車道を整備することから、国のガイドラインに基づく自転車走行空間ネットワークの形成が図れる。
 - ③ 両側に転落防止柵を設置する幅0.5mを設置。合計1m。(起点と終点で高低差があるため、道路端部に設置。)
 - ④ 以上から本線道路の代表的な幅員は17mとなる。
 - ⑤ さらに、本線道路に高低差があることから沿道の土地が直接、道路に接しなくなり、既存の公道が道路整備により無くなってしまふための代替措置として本線道路の両側に副道を設置し、本線道路及び外環道路の副道と接続する計画とした。
 - ⑥ 副道の幅員は、既存の公道が6m幅員であり、外環道路の副道も6m幅員で整備されることから、片側6m、両側で合計12mとなる。
 - ⑦ これにより、本線幅員17mと両側の副道幅員12mを合わせ、全体の代表幅員は、29mとなる。
- ・その他の道路変化点での幅員構成として、事業化区間の起点となる外環道路接続部は、平面のため転落防止柵の設置は不要となるが、円滑な交通処理を図るため3mの右折レーンを設けることから、本線道路の幅員は19mとなり、副道を入れて全体で31mの幅員となる。
- ・市道1018号と副道との接続部は、今回の整備により、考古博物館・歴史博物館へのバスでのアクセスが可能となるように計画しており、それに必要な隅切りを設けることから、全体で46mの幅員となる。
- ・堀之内緑地の部分は、本線道路のみとなるが、この先の都市計画道路3・4・37号堀之

内線との交差部に右折レーンを設ける計画からゼブラゾーンを含め、19mの幅員となる。

【交通動線について】

- ・本線道路は、外環道路の一般部と接続する。
- ・副道の北側は、堀之内緑地と博物館との間の市道1018号へ接続することにより、副道両側の往来が可能になる。南側は、外環道路の副道と接続する。
- ・また、外環道路との接続部手前で本線道路へ乗り入れができ、外環道路の一般部及び北国分駅方面へのアクセスが可能となる。

【堀之内緑地の階段について】

- ・堀之内緑地の上部と下部を連絡し、水と緑の回廊にもなっている階段は、本線道路部分にあたってしまうため、代替の階段を設け、歩行者の動線を確保できるように計画する。

【整備イメージについて】

- ・全体の整備イメージをお示しする。
 - ① 起点である外環道路接続部のイメージ図
 - ② 終点の高架部のイメージ図

【都市計画変更手続きについて】

- ・本路線は、外環道路の一般部及び副道と一体で整備するため、事業区間の道路幅員は、19～46mとなる。
- ・しかし、現在の都市計画決定幅員は20mのため、事業化するにあたり、幅員20mを19～46mへ変更する都市計画変更手続きが必要となる。
- ・この都市計画変更手続きについて、下記の手続きを予定している。
 - ① 都市計画審議会への事前報告（H26.11.7 済）
 - ② 都市計画の変更原案の公告・縦覧及び公聴会の開催（H26.11.17～H26.12.1）
※公聴会は H26.12.8 開催予定だが、公告・縦覧期間に公述の申出がない場合は開催しない。
 - ③ 都市計画変更説明会（H26.11.22 本日）
 - ④ 都市計画審議会への中間報告（H27.2 頃）
 - ⑤ 都市計画の変更案の公告・縦覧（H27.3 頃）
 - ⑥ 都市計画審議会へ付議（H27.7 頃）
 - ⑦ 都市計画の変更決定告示（H27.8 頃）
 - ⑧ 都市計画の変更決定の公告・縦覧（H27.8 頃）

【都市計画変更後の流れについて】

- ・都市計画変更後のスケジュールは下記を予定している。
 - ① 地権者説明会（H27 年度中）

※事業用地取得等の具体的なスケジュールと内容を説明

② 道路法に基づく道路認定及び区域決定（H27 年度中）

※道路区域の決定により、道路法第 9 1 条に基づき、土地の形質の変更や工作物等の物件の建築が制限される。

③ 用地測量（H27 年度中）

※土地境界を確認し、事業に抵触する面積を確定。

④ 用地取得（H28 年度から）

※事業用地の取得は概ね 3～4 年で計画。

⑤ 工事説明会

⑥ 道路築造工事に着手

⑦ 事業完了（H33 年度目標）

【昨年の説明会での質問事項についての回答】

- ・「事業化に向けた説明会」において、具体的な回答ができなかった 2 つの質問について先に回答させていただく。
- ・ 1 点目、「将来の交通量はどのようになるのか」については、平成 24 年度に実施した市川市総合交通計画調査において、平成 42 年に現在の都市計画道路網が全て整備された場合の推計として、約 9, 500 台と予測している。
- ・ 2 点目、「高架道路沿いの家屋の住環境はどのようになるのか」については、都市計画道路本線両側に 6m 幅員の副道を設ける計画であり、本線から家屋までの離隔がとれるため、騒音・振動共に沿線の皆様の住環境に与える影響は小さいと考えている。また、日陰の影響についても両側に 6m の副道があるため、影響は小さいと考えている。

以 上

3 質疑応答

質問	回答
① 防音について、6mの副道があるから問題ないという回答だったが、本線に 3m～4mの防音壁を設置していただけないか。	① 両側に副道がつくことにより、距離減衰が確保できる。よって、副道脇の家屋は、騒音・振動は小さいものと想定しており、遮音壁等の設置は、考えていない。
② 電波障害はないのか。	② 電波障害については、予備設計の中で検討していない。工事説明会の時に説明させていただきたい。

<p>① 道路ができた後の個別の騒音対策、防犯対策はあるのか。</p> <p>② 橋梁ができることにより、資産価値が減ることによる補償はあるのか。</p>	<p>① 本事業区間は、2車線道路であり、延長が10kmに満たないため、環境影響評価法、千葉県環境影響評価条例の対象事業にならない。特に具体的な対策は、考えていない。</p> <p>② 千葉県事業等、他の事業でもそうだが、道路ができることによって、沿線の家屋に対する補償はしてきていない。補償があるのかということであれば、ない。</p>
<p>① うちは、ほぼ道路にあたる。代替地とか値段は何を基準にしているのか。代替地とかを用意しているのか。</p> <p>② 土地の価格は今の価格か、購入したときの価格か。</p> <p>③ 建物についてはどうか。</p> <p>④ 他の土地に同程度の建物を建てるという補償額ということか。</p>	<p>① 代替地は用意していないが、希望があれば、物件の情報提供をしていきたい。</p> <p>② 土地代金は、現在の土地の価格である。土地については、土地の不動産鑑定を行い、土地売買代金となる。</p> <p>③ 建物や工作物がある場合、物件調査を行い、移転工法等を検討した上で、補償基準に基づき補償額を算定させていただく。</p> <p>④ お見込みのとおりである。近隣へ移転していただく場合には、十分移転できるものと考えている。</p>
<p>① この辺に住んでいる者だが、都市計画決定の対象は、線形と幅員、構造くらいなのか。逆に高架部分の端の柵については、都市計画の対象になるのか。</p>	<p>① 柵や空地の土地利用については、都市計画変更の手続きの対象ではない。今回の都市計画変更は、線形と幅員の変更である。柵や道路の構造については、道路構造令に基づいて、適合させている。補助金を財源としている事業なので、適合していない道路は作れない。</p>

<p>② 高架の下の空地の土地利用についても都市計画の対象になるのか。</p>	<p>② 橋梁下の土地利用については、地元の方の意向があれば、要望等を伺いながら、工事説明会等で示させていただきたい。</p>
<p>③ 副道と市道 1018 号が交差する隅切りは直線なのか。</p>	<p>③ 直線である。</p>

(参 考)

・出席者数 32人

※沿道の「土地・建物所有者」として開催通知を差し上げた25名のうち15名の方が出席されました（出席率は60％）。